

第 1 3 回太田市景観審議会会議録

開催日時	平成 28 年 5 月 23 日（月）午後 2 時 00 分～3 時 30 分
開催場所	太田市役所 10 階 10A 会議室
出席委員 (議席番号順)	<ul style="list-style-type: none"> ・増山正明会長 ・渡邊美樹会長職務代理者 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・権田博良委員 ・小林則子委員 ・浅倉由春委員 ・茂木一博委員 ・西村 豊委員 ・間々田尚広委員 ・栗原智史委員 ・丸橋康美委員 ・篠原 貴委員
事務局 (福田主任)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第 1 3 回太田市景観審議会にご出席くださいます、ありがとうございます。</p> <p>平成 2 8 年度最初の景観審議会でございますので、開会に先立ちまして、都市政策部恩田部長が挨拶申し上げます。</p>
事務局 (恩田部長)	<p>改めまして、皆さんこんにちは。都市政策部長の恩田でございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、第 1 3 回太田市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また平素より皆様には太田市行政に格別なご指導、ご協力を賜り、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。太田市は平成 1 9 年 9 月に景観行政団体になって以来、さまざまな景観に関する取り組みを実施しておりますが、昨年度から、新たな取り組みを始めさせていただきましたので、ご紹介させていただきます。それは工事現場における景観の向上ということであり、既にご覧になられている方もいらっしゃると思いますが、太田駅南口に市街地再開発事業の白い仮囲いがありますが、そこにパナソニックワイルドナイツのラグビーの選手の写真、それから富士重工業の社会人野球の選手の写真が今掲載されております。本当に躍動感のある写真でございます、通りに活気が出ていると感じております。これは市議会の質問を受けて始めたことではありますが、工事現場の景観というのも、これから向上を図っていくべきものだと感じております。</p> <p>さて、本年度につきましては、景観審議会委員の改選時期にあたりまして、また秋には関東地方都市美協</p>

事務局 (恩田部長)	議会の総会が本市で開催される予定となっております。非常に忙しい一年になると思っております。委員の皆様には今まで以上にご指導、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日は宜しく申し上げます。
事務局 (福田主任)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年度の事務局を紹介させていただきます。</p> <p>都市政策部 都市建設担当 太田副部長です。</p> <p>都市政策部 都市計画課長 有本参事です。</p> <p>都市計画課 都市景観係 丹沢課長補佐です。</p> <p>都市計画課 都市景観係 小林係長代理です。</p> <p>申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課 都市景観係 福田です。どうぞ宜しく申し上げます。</p> <p>なお、恩田部長は、他の会議のため、ここで退席させていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局 (福田主任)	<p>(1 開会)</p> <p>只今より、第13回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は15名の委員のうち13名の方がご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (福田主任)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>増山会長、よろしくお願いいいたします。</p>
増山会長	<p>(挨拶)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中ご参加いただきまして大変ありがとうございます。今回は13回の審議会ということではありますが、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、昨年1年間、審議会をはじめ、表彰等評価部会、届出等審査部会の2つの部会ではそれ</p>

増山会長	<p>ぞれ2回の会議を開催いたしまして、景観賞の審査であるとか、表彰式、講演会への出席など、委員の皆様には大変ご協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。</p> <p>本日の審議会では、審議事項が2件、報告事項が2件ございます。審議事項の一つ目は、この審議会の委員の任期が9月30日で満了となることから、委員の改選のことについてご審議いただきます。二つ目は、今年度の景観賞についてご審議いただきます。報告事項につきましては、景観関連事業の平成27年度の実績の報告と、平成28年度の計画についての報告がございまして、いつものように委員の皆様方からの建設的なご意見、活発なご意見をお願いしますとともに、議事のスムーズな進行、運営につきましてもぜひともご協力いただけるよう、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞ宜しくお願いいたします。</p>
事務局 (福田主任)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(3 会期の決定)</p> <p>まずは日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本会議の会期は、本日一日と致したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
増山議長	<p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p>

増山議長	<p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>それでは次に日程第4、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号 4番 若林委員、議席番号11番 西村委員をご指名申し上げます。よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(※ 会議の傍聴)</p> <p>本日は、傍聴者はいませんね。</p>
増山議長	<p>(5 議 事)</p> <p>それでは日程第5、議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号 太田市景観審議会委員の改選について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>事務局の丹沢です。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>議案の内容ですが、景観審議会の委員任期が今年の9月30日までとなっておりますので、委員の皆様の改選を行うものです。</p> <p>各種団体推薦の委員さんにつきましては、7月に各団体へ推薦をお願いし、1カ月程度で推薦をいただき決定したいと思います。</p> <p>市民公募の委員さんにつきましては、太田市の広報、ホームページで周知し、7月1日から29日まで募集いたします。その後書類審査を経て、8月中には新しい委員さんを決定したいと考えております。なお、書類選考につきましては、会長、職務代理者、部会長、副部会長の4名の方をお願いいたします。その際、審査基準等につきましても、事前に協議、確認させていただきたいと思います。</p> <p>新しい委員の委嘱につきましては、お手元の議案書の2ページの(3)が空欄になっておりますが、10月3日、月曜日の午前中に景観審議会を開催する予定で、その際に委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>次に、3ページ、4ページをご覧ください。こちらは市民公募の応募用紙です。前回のものと同じ内容で</p>

事務局 (丹沢補佐)	<p>すが、市民公募につきましては、もちろん現在の委員さんも応募可能ですので、ご応募いただければ、他の応募者の方と併せて選考対象とさせていただきます。</p> <p>以上、簡単ではございますが議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
増山議長	<p>どうもありがとうございました。只今、事務局より議案第1号 太田市景観審議会委員の改選についての説明がありました。</p> <p>これに関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
増山議長	<p>これに関してはよろしいですか。</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 太田市景観審議会委員の改選について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第2号 第6回太田市景観賞について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>それでは議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>お手元の議案書の6ページからご覧ください。</p> <p>「第6回太田市景観賞について」ということで、事務日程の案を一覧表にしたものでございます。</p> <p>本日5月23日に景観賞に関するご審議をいただき、その後、市役所内での報告等の後、8月1日号の太田市広報や、ホームページへの掲載、また行政センター等へポスター掲示等を行い、8月1日から9月30日まで例年どおり2ヶ月間、案件を募集してまいりたいと考えております。応募がありましたら随時、事務局で案件の補足調査、現地確認を行い、実際の審査につきましてはこちらも例年と同じように10月の下旬を予定しております。</p> <p>なお、この審査会の前には10月上旬に、表彰等評価部会を開催し、審査方法や、表彰対象者の決め方、例えば、建築物が表彰対象となった時に、どのような視点で現地調査を行うかなどを確認させていただ</p>

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>て、当日の審査に臨んでいただくような形となります。審査会当日はそちらの審査方法を再確認したうえで、現場の確認に臨んでいただき、評価点数の集計、意見調整を踏まえて、即日表彰案件を決定させていただきたいと考えております。</p> <p>その結果については、市役所内の手続きなどを経て、昨年度は1月26日に表彰式を行いました。今年度についても1月下旬の表彰式を予定しております。詳しい日時、会場はまだ決まっておりませんが、審査、表彰の日程についてはこの日程でお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして募集要項ですが、7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>募集要項につきましては、基本的に昨年のもので、内容に変更はありません。</p> <p>目的、表彰の範囲、応募資格、応募方法、提出期間はこちらに記載のとおりです。</p> <p>審査結果を受けまして、11月中に受賞者へ通知し、各媒体へ公表いたします。</p> <p>表彰は、大賞は原則1点、その他の賞は必要に応じ若干数としますが、賞に値しないものであれば、受賞なしもやむを得ないものとします。</p> <p>また、別紙として本日お配りしました太田市景観賞応募推薦用紙(案)をご覧ください。昨年とほぼ同じ書式となっておりますが、一番上の「対象となる内容にチェックを入れてください」となっておりまして、いくつか項目が並んでおりますが、こちらの項目を並び替えたのと、赤字の部分が加筆、修正をしたところではありますが、そちらが去年の内容と異なっているところがあります。</p> <p>以上、第2号議案の説明になります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
<p>増山議長</p>	<p>どうもありがとうございました。議案第2号 第6回太田市景観賞についての説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>丸橋委員</p>	<p>募集期間は8月1日から9月30日までとなっておりますが、景観賞についての情報をアナウンスすることは何かやられているのでしょうか。</p>

事務局 (丹沢補佐)	事前に情報はあまり出していませんが、今回早めにホームページなどで予告をすることを考えています。
丸橋委員	募集期間としてはこの2ヵ月間で良いと思いますが、この前の期間で、例えば秋から冬にかけての期間が抜けてしまうのではないかと思います。ですので、事前に「こういうものがありますよ」ともう少しインフォメーションをした方が良いのではと思います。
増山議長	ホームページではどこかのタイミングで予告をされるということですか。
事務局 (丹沢補佐)	はい、ホームページはある程度は自由に掲載できるので、この審議会が終わって少し早めに掲載したいと思います。ただ、広報については同じ内容の記事の掲載については、原則1回と決まっているので、その時にしかできません。
増山議長	表彰式、講演会が例年1月にありますので、2月頃に表彰式の報告をするとともに、次年度の景観賞のアナウンスをするという掲載のやり方もありますね。そのようなことが、何かの媒体を使って可能かどうかをぜひ検討いただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。
西村委員	応募用紙で、「過去に表彰されたものは対象になりません」とありますが、これは景観賞のことなのでしょうか、それとも太田市の他の表彰だとか、他の団体からの表彰のこととも言っているのでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	この募集用紙案は私が作ったのですが、私のイメージとしては景観に絡むものを想定しておりますので、太田市景観賞と、景観賞の前に建物を表彰していたことがありましたので、イメージとしてはその2つの表彰を想定しております。
西村委員	太田市の表彰だけなのですね。例えば県とか他の団体からの表彰は除かれるということでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	そうですね。ただ、同じように景観に絡むことで表彰をされている場合はどうなのでしょうか。
増山議長	確かに、そういった場合どう判断するかは、ぜひ委員の皆様にご意見を聞いてみたいと思います。
事務局 (丹沢補佐)	太田市はもちろんですが、群馬県が景観的なことで表彰をしたものを、その後また太田市で表彰するのも

	どうかということも確かにあると思いますので。
西村委員	そのほかに、県とか市ではなくて、もっと細かい任意団体などから表彰を受けた場合にも、対象にならないのかという問題があると思います。
増山議長	太田市以外であれば、私個人的には構わないのではないかと思います。他ではあまり、ダブって他の賞を受けているから除外というのは少ないのではないのでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	景観について、景観部門でどこかで表彰されていると、過去に表彰されたものとなるイメージでありましたが。
間々田委員	たとえば、NPOなどが良いデザインの建物に賞を与えたといった場合には、どのように判断するのでしょうか。公的な市とか県とか以外から受けているものは良しとするのかどうかということですが。
若林委員	これで問題になるのは事務局ですよ。出す前に問い合わせが来て。そこで事務局が判断するのは苦しい場合もあると思います。ケースバイケースなので。ですから、これを読んで出そうと思った人から問い合わせが来たら、「その表彰された内容を明記して応募してください。その内容を元に審議会で判断していただきます。」とするのはいかがでしょうか。すべてのケースに答えられるように事前に明文化するのは難しいと思います。
茂木委員	例えば「過去に表彰されたものは対象になりません」という文言をここからは除いてしまって、一番下の応募理由の下に、「過去に受賞歴がある場合には書いてください」という欄を加えることによって、そちらで弾いたり入れたりするとか、或いは微妙な案件は表彰等審査部会において判断してもらおうというのはどうでしょうか。応募件数は多くなっても構わないと思うので。
増山議長	そのやり方は私も良いと思いますが、この審議会として、過去に表彰された類似のものなりを対象から外す方向なのか、それは全く問題ないですよというスタンスなのか、どちらにするのかをまず決めておかないといけないと思います。それによって受賞歴を書いてもらうという必要性が出てくると思います。一番小さく外すのであれば、太田市で過去に表彰された類似の

増山議長	ものというのが一番小さな枠になると思います。他の自治体なり、県などから表彰されたものは良いとして、ただ受賞歴は書いておいてくださいとするとか。その辺の考え方ははっきりしておくほうが、応募する方はしやすいと思いますが。
柳澤委員	逆に応募する方が、どう判断して良いかわからないので、とりあえず書いておいていただいて、こちらで判断するというほうがよいのでは。
増山議長	ただ、判断する時に、ここではどういう判断をするか。良いという判断をするのか、それともやはりこれは他で受賞しているから極力外す方向で行くのか。せっかく応募していただいても、最初から外す方向であったら、出していただいてもという気がするのですが。
間々田委員	応募数は多い方が良いと思います。それと、会長がおっしゃっているのは、その時に我々がどう判断するのかということを考えておかななくてはいけないということですね。
若林委員	<p>例えば建築で過去に賞を受賞して、その後、周りを景観にマッチするように整備したという場合には、景観で賞を受賞しても良いと思います。建築で受賞したものはダメということにしてしまうと、景観としての要素があるかどうかを判断することができなくなってしまいます。</p> <p>建築の場合は、周りの景観も含めての受賞というのはあまりないのではないのでしょうか。</p>
増山議長	いや、ありますね。当然そこは今求められておりますから。おそらく他の自治体も、建築賞とは言っても、景観行政団体になって、昔からの建築賞も中身が様変わりしていると思います。景観という視点が相当強く入ってきているところが大部分なので、そういった視点はかなり評価として高まっているはずだと思います。ただ太田はその中でも特に景観という面が前面に出ていますよね。他にも建築賞とかデザイン賞とか言っても、大きな枠組みが、景観計画の中での位置づけとかということになると、景観的視点は、従来よりかなり強くなってきていることは確かだと思いますので、そういった視点で評価されたり、表彰されていることは多分多いのではないかと思います。悩ましいのは、過去に受賞した賞が、どういう評価項目で、

増山議長	<p>どういうところが評価されて受賞したのかという難しいところの話まで行ってしまうと思います。</p>
間々田委員	<p>個人的には、間口は広くしておくほうが良いと思います。</p>
増山議長	<p>それはそうだと思います。</p>
栗原委員	<p>私は、太田市以外であれば、NPOも含めた民間から表彰されたとしても、受けてもいいのではないかと思います。公的なものと、その他で明確な判断ができるのではないのでしょうか。</p>
増山議長	<p>基本的には多くの応募をいただきたいし、他で受賞していたとしても、表彰対象に該当するものは、極力太田市の視点で良いものは良いものとして表彰したいという気持ちが、若林委員にしてもその他の委員にしても強いとは思いますが、そういった視点で良いかどうかということを確認して、その上でどういう形の文言で表記するのが良いかという話になると思いますが。</p> <p>渡辺先生（委員）はどのように感じますか。</p>
渡辺委員	<p>「過去に表彰されたもの」の「もの」というのが、どういう定義になるのか。先ほどの意見に出たように、活動の内容だとすると、例えば同じ団体でも、他の活動をやっている場合もあって、はっきり言って、表題を変えてしまえば、また応募できるということもあって、「もの」ということに収まらない場合に、また違う層が出てくるといったことがあると思います。先ほど言われました、景観賞で賞を取ったのか、建物のデザインで取ったのかというのもありますし、建物の場合は、建築学会とか、建築家協会とか、そういう建物のデザインとしての賞とかもたくさんありますので、「表彰」の中にそういうことも含めて全部括ってしまうと、ほとんど応募する人がいなくなってしまうのではないかと思います。</p> <p>今までお話を伺っていて、上の欄は、「公共施設や指定文化財そのものは対象になりません。」としておいて、応募理由の下の欄に、「過去に他団体から景観賞を受賞された場合は明記してください。」というような感じで、「景観賞」ということに絞って書いていただくことにしたらどうかと思います。応募の時点で、外す外</p>

渡邊委員	<p>さないではなくて、私も基本的には過去に県から受賞している場合でも、審査対象から外すというのはおかしいと思っています。あまりにも同じようなことで受賞している場合や、助成を他からも受けている場合には、困ることもあると思いますので、そういうことの判断の為に、自己申請で書いておいていただくというくらいで良いのではないかと思います。少なくとも、過去に表彰されたものは全部ダメですよとしてしまうと、本当に応募される方がいなくなってしまうと思いますので。</p> <p>「公共施設、指定文化財そのもの」と言っているのは、それに対する活動というのはOKですよ。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>そうです。「もの」がダメなだけで、それを含む保全活動というのは良いということです。</p>
渡邊委員	<p>その辺が、誤解を受けないかどうかという懸念があります。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>太田市の賞は除いてしまっても良いということですか。例えば景観賞を過去に受賞していて、その時は大賞ではなかったのに再度応募したとかというのは。そういうものは除くということでしょうか。</p>
渡邊委員	<p>その後の活動に、ものすごくレベルアップが見られた場合などは除かなくて良いと思いますが。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>新築で賞を受賞して、5年後とか10年後に管理のほうで応募するといったような場合と、前回は大賞を取れなかったけど、今回はレベルアップして、大賞を狙って応募しましたみたいな場合があった時はどうでしょうか。</p>
渡邊委員	<p>外すというよりは、それはそれなりに審査をすれば良いのだと思います。外す外さないという議論を審査会でしていると、現地調査に行けなくなってしまうと思いますので。</p> <p>過去に受賞した賞がどのような賞であったか、どういう部分で受賞したとか、そういうことまで議論していると、とても解決できないと思いますので、それは自己申請で書いてもらった上で、例えば事務局の方に過去にこういう受賞をされているけれども、今回はどういう形の評価を受けたいかということをお願い、そういったところで調整していければ良いと思います。</p>

小林（則） 委員	ちなみに、太田市の中で、景観賞に類似しているような賞で、現在把握されているものはありますか。
事務局 （丹沢補佐）	景観賞とその前にやっていた都市景観賞くらいだと思います。あと、花と緑の課でやっているガーデニングコンクールがあったと思います。
小林（則） 委員	そうすると、太田の中でも景観に付随した賞というのはそれほどないので、あまり気にしなくても良いのではないかという気がします。景観賞とか、都市景観賞というのがまた新たに出てくるのかどうかということが一番大きいところなのではないでしょうか。
事務局 （丹沢補佐）	景観賞のレベルアップしたものと、都市景観賞は建物だったので、その保全というもので、出てくるかどうかというところでしょうか。
権田委員	「過去に表彰されたものは対象になりません。」と応募用紙に謳ってありますが、景観賞で過去に大賞を受賞したものについては対象になりませんということで外して、その他は良いのではないのでしょうか。他の賞については我々も把握してないし、事務局もわからないと思いますので、あくまで太田市の景観賞だけを見ていけば良いと私は思います。
渡邊委員	「過去に景観賞を受賞したものは対象になりません。」というような文言で良いのではないのでしょうか。 確かに議案書の7ページの第6回太田市景観賞募集要項を全部読んでみても、こういう人は表彰されませんという文言は何もなくて、ここの要項では過去の受賞とかについて全く縛りがないので、応募用紙のほうでかなり縛るような文言が入ってしまうのも、誤解を少し招いてしまうかもしれません。これまでも、審査の中で少し議論があったのは、公共の施設に対して太田市が表彰するのはおかしいという意見があって、これができるのだと思います。
増山議長	一番小さなくくりで、外すべきかなと思うのが、市でやっているもので、景観賞に類似したものという話だったと思いますが、ただそれはこれまでにほとんどないという話ですが。先ほど何人かの委員さんから、受賞歴があれば書いていただくという話がありましたが、事務局の受付や、審査するほうも大変だと思いますが、それで判断していくしかないと思います。表彰等評価部会では、そういった色々なものが出てきた時

増山議長	<p>には、その辺の判断は大丈夫でしょうか。</p> <p>「太田市で過去に景観賞に類似したもので表彰を受けた場合は対象になりません。」といった文言を入れておいて、ただし、受賞歴があれば書いていただくということで、そのようなことで集約いたしますか。</p> <p>事務局でも受付は大丈夫でしょうか。受付の時に、過去に受賞を受けた時の評価ポイントと今回の応募のアピールのポイントがはっきりしなかった場合には、過去との違いを書いてもらうように指導するということですか。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>事務局では、活動の名称と応募理由をある程度見ますので、そこでもし受賞歴とか、イチ押しのポイントみたいなのがあれば、書いてもらうようにしたいと思います。</p>
増山議長	<p>受賞歴を含めたその辺のことを書いてもらえれば判断できるので、特にそれ以上のことを決めなくても良いということで、この審議会の中の結論はよろしいですか。</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
増山議長	<p>ありがとうございます。大変重要なことだと思いますので。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
栗原委員	<p>日程のところなのですが、今年はもう日程が決まっていますと厳しいと思いますが、毎年10月とか11月に現地調査を行っていたと思いますが、例えばそれをもう少し早めて、ちょうど活動を行っているような今の時期に日程変えることは可能でしょうか。そうすれば活動しているところが実際に見ることができて、違った意味でのインパクトを感じたりできるのではないかと思います。いつもは写真を見て、想像しながら審査することになってしまっているのです。</p>
若林委員	<p>年間を通して審査するのは厳しいですね。応募してもらって、翌年に審査ということになって、2年がかりになってしまいますので。</p>
増山議長	<p>活動を実際に行っている時期に現地調査を行うのは理想だと思いますが、表彰等評価部会の選任委員でも設けないと対応できないですね。</p>

事務局 (丹沢補佐)	例えば去年の「あさがおの咲く小径」で受賞をされた方から言われたのは、一番良い時期は7月、8月だということでした。事務局が見に行き行って写真を撮った時はまだかなり咲いていたのですが、実際10月に現地調査に行った時には時期が過ぎて下り坂でありました。
若林委員	過去に想像して決めたものもありましたよね。本町の「八瀬川公園噴水池」。あれも現地調査に行った時には全然さえなかったけれども、ハスが咲いているのを想像しました。
増山議長	なかなか活動を行っている時期に合わせて現地調査を行うのは、難しいですね。 他にありますか。 応募用紙の中で対象となる内容にチェックを入れてもらう6項目の順番を替えたのですか。
事務局 (丹沢補佐)	去年までは、要項と同じ並びで、一番下の2つの都市計画法云々と主体的云々という項目が上にあつたのですが、その辺は対象者が少ない項目なので、下に持って行って、建物の建築や、管理などの応募が多い3つの項目を重視して上に持って行きました。
増山議長	というように、項目を並び替えて工夫されたということですね。このほうが良いと思います。 このチェックは1箇所だけなのですか、複数のチェックもできるのですか。
事務局 (丹沢補佐)	基本は1箇所になるとはと思いますが、複数の項目にまたがるような内容の時には、複数箇所にチェックするのも良いと思います。
増山議長	余計なことを申し上げましたが、スケジュールについては説明いただいたとおりで、10月3日には新たにスタートする審議会が開催されるということをご承知おきください。 他にはいかがですか。
間々田委員	現地調査の時に、現地で応募者に概要を説明してもらおうほうが良いのではという意見が何回か出ているのですが、私は応募者全員に5分くらいで積極的にプレゼンテーションをしてもらうのが良いのではないかと考えているのですが。そのほうが応募者の意図が伝わるのではないかと思います。

小林（則）委員	前から話が出ていたのですが、活動についてはなかなか書面だけではわからなくて、内容をご存じの委員から現地で教えてもらうことが多く、逆にそのことに左右されてしまうことが多かったので、平等性を保つという点からは、間々田委員さんが言ったように同じ条件で審査した方が良いのではと感じました。
増山議長	これまでは公平性を保つという意味で、現地での説明はなしということで統一してきましたが、いかがでしょうか。
若林委員	応募者全員が説明できれば良いですが、例えばサラリーマンで昼間は説明できないという方がいれば不公平になってしまうと思います。
柳澤委員	「この日に見に行きます」と前もって言ってしまうと、それなりに準備をされてしまうということもあると思うので、公平性を保つのであれば今まで通りのままで良いのではと思います。
増山議長	これまでは、事務局で相手方に対して、いつ何時くらいに見に行くけど説明は受けませんというスタンスでやっているのですか。
事務局（丹沢補佐）	勝手に行ってしまうのも悪いので、何日から何日までの昼間に委員が行って現地を見ますとは連絡をしておりますが、説明は受けておりません。
栗原委員	例えば、苦労話とかそういうものを、応募を受け付けする段階で聞いて、それを審議会に委員に話すというようなことで良いと思います。わざわざプレゼンをして応募者の話を聞かなくても。
事務局（丹沢補佐）	もしそうであれば、事務局でチェックリストみたいなものを作っておいて、その都度聞き取りすることもできると思います。
篠原委員	応募理由のところに詳しく書いてもらって、欄が足りなければ任意様式の別紙資料を添付してくださいとも書いてあるので、それを提出してもらえばいいのではないのでしょうか。平等を期するためには、プレゼンなどもしないで、今までどおりのやり方で良いと思います。
柳澤委員	資料に関しても、今までの例だと、すごく沢山の資料を付けてこられるところと、写真一枚がやつのところもありますが、添付資料も何枚までという制限も

柳澤委員	ある訳でもないので、なるべく沢山資料付けていただいて、苦勞なりをわかっていただく努力をしていただくしかないのかなと思います。
渡邊委員	質問ですが、応募案件を事務局が現地確認に行くときには、応募者とのコンタクトは取られているのですか。
事務局 (丹沢補佐)	例えばご自宅などは写真も撮るので断ってから行っております。
渡邊委員	活動の場合は場所を確認するだけですか。
事務局 (丹沢補佐)	活動の場合は、頂いた資料を見て、現地を確認しております。事務局だけで、現地に行った時に聞き取りなどは行っておりません。
丸橋委員	先ほど事務局からチェックリストという話がありましたが、応募をされる時には資料（応募用紙）を直接持参するのですか。
事務局 (丹沢補佐)	持参する方と郵送される方がおります。
丸橋委員	直接応募された方と話す機会があれば、その時点で事務局から色々聞き取りしてもらえれば良いと思いましたが、郵送の場合は難しいですね。
事務局 (丹沢補佐)	あとは、同じ質問用紙を送って、それを送り返してもらうというやり方があると思います。この欄だと応募者が自由に書いてくる形になっていますが、ある程度箇条書きの質問用紙を作って、それに書いてもらう形なら、郵送の方も持参の方も同じように対応できると思います。
増山議長	あまり記述内容に記憶はないのですが、応募作品によって記述内容とか量には相当差がありますか。
事務局 (丹沢補佐)	あります。パソコンでぎっちり打ってくる方もいれば、2、3行ってという方もいますし。
増山議長	やはりこういう点が足りないとか感じますか。一応必要なことは書いてあるのでしょうか。書いてあっても内容的に、量的に差があるということですか。
事務局 (丹沢補佐)	不足かどうかはわかりませんが、ただ、付けてくれる方は、例えば今までの経緯などの資料も付けてくれたりします。多い人は確かに多くなります。簡単な人は応募用紙に写真が1枚、2枚だけになります。

増山議長	<p>どうでしょうか。現地での説明という話ですが、従来どおりのやり方で、ただし応募理由の欄の記述について工夫をしますか。或いは活動だけでも説明を求めますか。難しいですか。</p>
委員	<p>(難しそうです)</p>
丸橋委員	<p>時間の調整の問題もあったり、また反って準備をされてしまったりしても公平性を欠くこともあるので。</p>
増山議長	<p>では今年度については、応募理由の記述については、より分かりやすく、記述内容が充実するように工夫してもらおうということで、説明についてはこれまで通りに説明は求めないということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
増山議長	<p>それでは、そのようにしましょう。 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 若干の微調整といいますか、書式上の問題で事務局にお願いすることも出ましたが、その他のことについてはよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
増山議長	<p>それでは議案第2号 第6回太田市景観賞については、一部応募用紙については2点、若干の修正をしていただくということになりましたが、その他については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。</p>
増山議長	<p>次に、報告第1号 平成27年度景観関連事業実施報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>それでは、報告第1号「平成27年度景観関連事業実施報告について」ご説明いたします。議案書9頁から11頁をご覧ください。 屋外広告物を除く、狭い意味での景観の取り組みと、屋外広告物に関する取り組みに分けてあります。 まず、景観に関する取り組みです。 景観法届出対象行為として、周囲の景観に影響を与える大規模行為については、事前に行方内容の届出を</p>

事務局
(丹沢補佐)

受け審査しております。

届出対象となる、建築面積1000㎡または高さ15mを超える建築物、高さ15mを超えるか、高さ2mかつ長さ50mを超える工作物、開発面積1000㎡を超える開発行為などについて、これら137件の景観法に定める届出を平成27年度は受理いたしました。

行為の内訳は、建築物については、新築26件、増築1件、外観変更が2件。工作物は、新設が2件。壁面や屋根の色彩が基準に適合するよう指導しています。

次に開発行為は、71件。土地区画形質の変更が40件です。

それぞれ、行為の目的は表に記載のとおりです。

このほか、太田市が行った建築行為の通知が2件ありました。

次に、第6回お気に入りの景観発表会ですが、例年、年度初めに開催しており、今年度もすでに終了しましたが、「このとき、ここから、この景色」と題し、市内の景観を紹介していただいたものを展示しました。昨年度は、21人から写真48点のご応募をいただき、市役所1階など4箇所で開催しました。

続いて、「ぐんま景観・まちづくり展」ですが、こちらは、群馬県が主催して、7月3日に群馬会館において、「ぐんま“まちづくり”ビジョンシンポジウム」と同日に開催されました。

太田市からは(仮称)太田駅北口駅前文化交流施設の模型やワークショップを紹介しました。

次に、関東地方都市美協議会ですが、27年度は太田市は副会長市として、7月の研究会で事例発表、10月には足利市で開催された総会に出席いたしました。

続いて、第5回太田市景観賞の表彰式と講演会ですが、1月26日にテクノプラザおおたの研修室で開催しました。

受賞者、講演会につきましては、ここに記載のとおりです。

次に、27年度の景観審議会ですが、5月25日に第12回景観審議会を開催し、景観賞開催についてご

事務局
(丹沢補佐)

審議いただきました。

10月8日の表彰等評価部会において景観賞審査方法についてご協議いただき、28日に審査会を実施し、景観賞の受賞者を決定していただきました。なお、審査当日にご都合のつかなかった委員にはその前日までに現地審査を行っていただきました。

また、7月と3月には届出等審査部会を開催し、屋外広告物条例の基準に適合しない物件の許可申請等についてご審議いただきました。

続きまして、屋外広告物に関する取り組みです。

平成23年1月1日から、県から屋外広告物の許可等の事務が委譲となり、取り組みを始めましたが、昨年度の許可件数は全部で948件、手数料収入が10,019,220円でした。

また、公共等が表示・掲出する広告物の届出が15件、ポスターや立看板等の短期の届出が89件ありました。

次に、26年度より始めた屋外広告物の現地確認・完了検査を、引き続き、月1回を目安に実施し、申請書類・許可条件と相違がないかを確認し、申請書どおりに施工されていない事業者については、改めて是正指導を行なっています。

屋外広告物に関しましては、景観ボランティアの皆さんや関係団体にご協力いただき、違反簡易広告物、はり紙や、はり札、立看板の除却を行いました。

屋外広告物適正化旬間やニューイヤー駅伝前の一斉除却などの強化期間を含め通年で実施しています。

景観ボランティアは、3月末現在で240名のご登録をいただいております。

個人登録のほか、活動団体として、青少年育成推進連絡協議会とNPO法人新田環境みらいの会の2団体、あわせて294名の方にご協力いただいております。

また、太田市屋外広告物条例施行されてから、それまでの未申請者に対する是正指導を行なってきました。市内の国道や県道、幹線道路沿いの野立て看板、床面積が1000㎡以上の店舗などを集中調査の上、申請指導を実施してきましたが、27年度は工業団地を対象に、新たに実地調査を行い、未申請者に対する

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>申請指導、是正指導を行ないました。</p> <p>次の、群馬県屋外広告業者監督処分基準の制定ですが、29年4月の施行予定とし、群馬県庁で関係団体と協議を重ねて参りました。</p> <p>これは、屋外広告業を営み、群馬県や前橋市、高崎市などの中核市に登録されている業者に対して、営業停止や登録取り消しの処分を行う際の基準を新しく定めるものです。</p> <p>その他、個別の案件として、職員が気付いたものや、市民の方からの情報提供を受けたものに対する是正指導や、市内の風致地区における建築等の規制にかかる許可申請を行っております。</p> <p>以上、平成27年度景観関連事業実施報告でございます。</p>
<p>増山議長</p>	<p>ありがとうございました。只今事務局より報告第1号平成27年度景観関連事業実施報告についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
<p>若林委員</p>	<p>景観ボランティアの団体の二つの中の新田環境みらいの会というのは前に景観賞をもらったところですか。</p>
<p>西村委員</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>増山議長</p>	<p>昨年度の新規の事業としては屋外広告物の5番が新しい事業ですか。</p>
<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>去年行った新しい事業になります。それと6番です。</p>
<p>増山議長</p>	<p>他にご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りします。</p> <p>報告第1号 平成27年度景観関連事業実施報告について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>増山議長</p>	<p>「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、報告第2号 平成28年度景観関連事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局
(丹沢補佐)

それでは、議案書の12ページをご覧ください。
報告第2号「平成28年度景観関連事業計画」についてご説明いたします。

1番の景観法届出対象行為の届出受理に関しては、引き続き届出に係る相談・指導を行ってまいります。

特に、農地転用や開発許可申請における事前照合時に、届出対象案件を早めに把握して、早期の周知・指導を行います。

続きまして2番の景観審議会委員の改選につきましては、先ほど御審議いただきましたが、このような日程で考えております。こちらは平成28年10月初めに委嘱状交付となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、10月3日の委嘱状交付を考えておりますので、宜しく申し上げます。

3番の関東地方都市美協議会につきましては、太田市は今年度の会長市として、11月8日(火)、9日(水)に、国土交通省など関係機関と協議しながら、総会、まちめぐりを開催いたします。

4番の第6回太田市景観賞・景観講演会は、先ほどの議案のとおり、1月下旬に表彰式を行う予定で進めてまいります。

5番、第7回お気に入りの景観発表会は、今年度はすでに開催を終えましたが、19名の方から42点のご応募があり、4月18日から28日まで、市役所1階で、5月9日から13日まで新田エアリスホールのロビーで展示いたしました。

6番の屋外広告物許可申請等・是正指導ですが、許可申請事務に係る現地調査を行い、違反物件の早期発見並びに是正に努めます。

違反簡易広告物の除却につきましても関係機関や景観ボランティアの方々にご協力いただき、早期対応してまいりたいと考えております。

また、屋外広告業者監督処分基準の制定のほか、関連する屋外広告物条例の一部改正を行い、違反者に対する指導強化につなげてまいります。

7番、その他、景観ボランティアを随時募集するほか、適性化旬間などの集中パトロール、風致地区内における建築等の規制事務、ぐんま景観展への参加なども考えております。

事務局 (丹沢補佐)	28年度事業計画につきましては、以上になります。
増山議長	はい、ありがとうございました。只今、事務局より報告第2号 平成28年度景観関連事業計画についての説明がありました。 只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。
増山議長	6番の屋外広告物関係の最後の基準の制定と条例の改正はいつごろ、どのように決めていくのですか。
事務局 (丹沢補佐)	最終的にこちらが施行されるのが平成29年の4月を予定しております。その前の8月くらいに県のほうでパブリックコメントを実施する予定です。 おそらく、市の条例も新しくその部分を改正する必要があるので、併せてそのころに市条例の改正ということでパブリックコメントを実施して、12月の議会で改正の案についてあげるような予定になります。大きな流れはそのような感じになります。 来週また県に行って協議会がありますので、その内容によってまた、届出部会を開催させていただいて、報告と協議をお願いしたいと思えます。
増山議長	わかりました。その他いかがでしょうか。
丸橋委員	その他の3番の群馬景観展というのはどういったものでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	群馬県が主催しております。群馬県内の景観行政団体が各市町の取組みを展示してもらおう。 一昨年までは一週間くらい県庁で各ブースを設けて展示をしておりました。去年は違う事業と一緒にあって、一日だけでしたが、違うやり方でまちづくりの展示をやりましたので、駅前の美術館の模型を持って行きました。 今年はまだ群馬県から連絡がないですが、例年通り行くとすれば、6月の下旬から県庁の一階の県民ホールで一週間程度、各ブースを設けて展示するイベントになると思えます。 去年も審議会の時には景観展と言ったのですが、直前になって変わってしまいました。
若林委員	9ページの3番に詳しくありますね。

事務局 (丹沢補佐)	去年はこういう形で景観まちづくり展ということでやりましたが、今までは群馬景観展でした。
増山議長	たぶんもとに戻るであろうということで仮称という言い方にしているのですね。 他にいかがでしょうか。
間々田委員	3番の都市美協議会は、これにはこの協議会としては何かお手伝いすることは、ありますでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	1日目の8日の午後に総会がありまして、これは協議会に参加している自治体が集まって総会を行いますが、この後にイベントや講演会があれば、審議会の委員の皆様にはご招待いたしますのでぜひご参加していただければと思います。 9日の午前中がまちめぐりとなります。
増山議長	まちめぐりは、8日の第1日目のイベントと関連したところにはなりますね。そこまではこだわらないですか。
事務局 (丹沢補佐)	こだわれば良いとは思いますが。
柳澤委員	5番のお気に入りの景観発表会ですが、一昨年が21人で48点、去年が19名41点ですが、だいたいこれくらいの数になるのですか。
事務局 (丹沢補佐)	毎年これくらいの数です。
柳澤委員	文書一点とありますが、これは写真ですか。
事務局 (丹沢補佐)	写真ではないです。
柳澤委員	写真ではないのも受け付けているのですか。
事務局 (丹沢補佐)	受け付けております。
増山議長	景観発表会というのは、その年で期間とか、開催場所の数とか、工夫しながら変えているのですか。
事務局 (丹沢補佐)	募集の期間はある程度決まっていますが、展示する期間が、施設の空いているところを借りているので、予約が重なるので。市役所の1階ですと大概この時期になってしまいます。他の課も飾りたいものがあるみたいなので。
増山議長	本庁舎で展示して、その他は1から2、3か所の行政センターで展示して、その期間が確保できなければ数も減ることもあるし確保出来れば増えることもある

増山議長	しということでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	そうです。
増山議長	3番の関東都市美協議会のイベントにもご協力をいただくこともあるということですのでよろしくお願いいたします。
増山議長	他にはいかがでしょうか。他にご意見もないようですので、お諮りいたします。報告第2号 平成28年度景観関連事業計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、原案のとおり承認されました。
増山議長	以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (福田主任)	増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。
事務局 (福田主任)	(6 その他) 日程「第6 その他」につきましては、事務局からお願いします。
事務局 (福田主任)	特にないようですので、最後に、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。
事務局	(特になし)
事務局 (福田主任)	(7 閉会) 以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。